

昭和二十五年法律第二百二十六号

北海道開発法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、北海道における資源の総合的な開発に関する基本的事項を規定することを目的とする。

第二条 (北海道総合開発計画)

国は、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するため、北海道総合開発計画(以下「開発計画」という。)を樹立し、これに基き事業を昭和二十六年から当該事業に関する法律(これに基き命令を含む。)の規定に従い、実施するものとする。

2 開発計画は、北海道における土地、水面、山林、鉱物、電力その他の資源を総合的に開発するための計画とし、その範囲については、政令で定める。

(関係地方公共団体の意見の申出等)

第三条 関係地方公共団体は、開発計画に関し、内閣に対して意見を申し出ることができる。

2 内閣は、前項の意見の申出を受けたときは、これに遅滞なく回答するものとする。

(国土審議会の調査審議等)

第四条 国土審議会は、開発計画に関する重要事項について、調査審議し、その結果に基づいて国土交通大臣に建議することができる。

2 国土審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、開発計画に関する重要事項について調査審議する。

附則 抄

1 この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。但し、附則第三項の規定中総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)附則第五項及び第六項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十六年六月一三三法律第二三四号) 抄

1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

附則 (昭和二十七年七月三二日法律第二八二号) 抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附則 (昭和三〇年七月一一日法律第六一号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月一四日法律第七一号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年五月一一日法律第九七号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年四月二七日法律第八二号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年五月二〇日法律第一二六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年六月一一日法律第一五九号) 抄

1 この法律は、昭和三十三年八月一日から施行する。

附則 (昭和三十三年五月一五五法律第一五七号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十六年六月六日法律第一一六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第三十四条までの規定は、同日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和三十六年一二月一三三法律第二二六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年四月五五法律第七三三号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十九年二月二九日法律第三三〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四三年六月二二日法律第一〇四号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (昭和四九年六月一日法律第六九号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五三年七月五日法律第八七号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五五年三月三一日法律第一三三号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五六年五月二二日法律第四八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十一条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五七年八月三一日法律第八五号) 抄

1 この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附則 (昭和五十八年一二月二日法律第七八号) 抄

1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附則 (昭和五十八年一二月二日法律第八〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五十九年一二月二五五法律第八七号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定めることができる。

附則 (昭和五十九年八月一〇日法律第七一号) 抄

1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和五十九年八月一〇日法律第七一号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十九年一二月二五五法律第八七号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年一〇月一九日法律第一三六号) 抄

**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（平成二十一年三月三十一日法律第二〇号）抄**

**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条から第四十九条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（平成二十一年六月一日法律第七三号）抄**

**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第十九条まで及び第二十一条から第六十六条までの規定は、平成二十一年十月一日から施行する。

**附 則（平成二十一年六月一六日法律第七六号）抄**

**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第七十二条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（平成二十一年七月一六日法律第八七号）抄**

**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ること）に係る部分に限る。）に限る。
- 二 第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）
- 三 第二四四四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六條、第八條及び第十七條の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第七十七條第四項から第六項まで、第六百六十條、第六百六十三條、第六百六十四條並びに第六百六十七條の規定 公布の日

**（国等の事務）**  
**第二百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

**（処分、申請等に関する経過措置）**  
**第六十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

**2** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

**（不服申立てに関する経過措置）**  
**第六十一条** 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

**2** 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

**（その他の経過措置の政令への委任）**  
**第六十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**（検討）**  
**第二十五条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**（検討）**  
**第二十五条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**（検討）**  
**第二十五条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

あつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

**（その他の経過措置の政令への委任）**  
**第六十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**（検討）**  
**第二十五条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。一から四十八まで、略 四十九 北海道開発審議会（別に定める経過措置）

**（別に定める経過措置）**  
**第三十条** 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則（平成二十一年七月三〇日法律第一一七号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（平成二十一年七月三〇日法律第一一七号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、平成二十一年七月三〇日法律第一一七号の公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（平成二十一年七月三〇日法律第一一七号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、平成二十一年七月三〇日法律第一一七号の公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。